

第 1 章 計画策定の趣旨

1 計画の目的

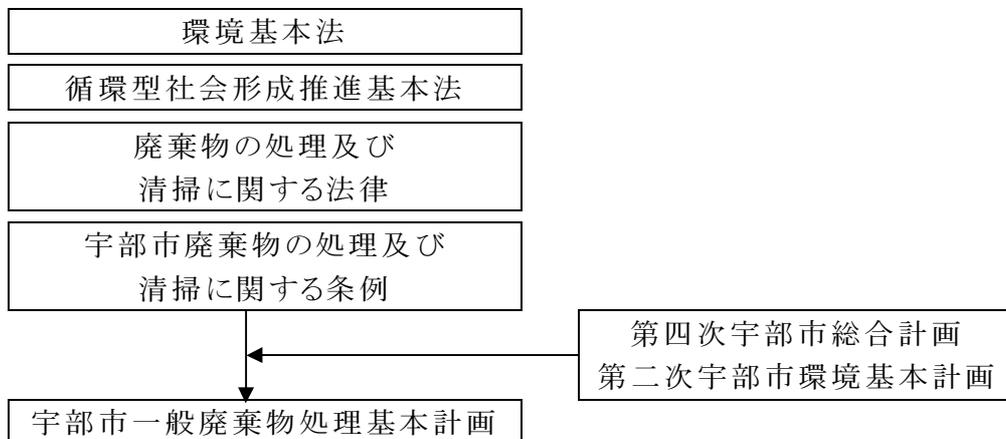
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定により、市はその区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定めることが義務付けられています。環境省が策定した「ごみ処理基本計画策定指針」において、一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を 10 年から 15 年先において、概ね 5 年ごとに見直しを行うこととされています。

本市の計画は、平成 23 年 3 月をもって前回の計画策定から 5 年が経過します。

今回の計画策定においては、前計画における基本方針である「循環型社会形成のため、リデュース（排出抑制）、リユース（再利用）及びリサイクル（再生利用）による 3 R を実践する。」「3 R によってもなおごみとなるものは、安全かつ適正に処理・処分する」を継承しながら、近年の廃棄物処理を取り巻く社会情勢及び地域特性を十分に考慮し、現状に即したさらなるごみ減量、リサイクル推進のために、新たな基本方針・施策を盛り込んだ処理基本計画を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、国及び山口県の計画、本市の上位計画である「第四次宇部市総合計画」及び「第二次宇部市環境基本計画」との整合を図り策定するものであり、一般廃棄物の発生・排出抑制、減量化、資源化並びに適正処理に関し、長期的、総合的な方向性を示したものとします。



3 計画期間及び目標年度

本市の上位計画である「第四次宇部市総合計画」及び「第二次宇部市環境基本計画」との整合を図り、計画期間は平成 22 年度（2010 年度）から平成 33 年度（2021 年度）までとし、中間目標年度（平成 27 年度：2015 年度）を目途に計画の見直しを検討します。なお、本市を取り巻く社会経済状況の大きな変化や新たな環境問題等、予期し得ない変化が生じた場合は、柔軟に見直しを行います。

